

第2次阪南市子育て拠点再構築方針における（案）からの変更点

頁	変更後	変更前
18	①一定規模の集団による多様な経験や社会性を高める機会の確保 略 このことは、幼稚園に通う子どもたちと保育所に通う子どもたちとの間で、遊びまわる園庭の大きさ、遊具の活用状況や先生と触れあえる時間等に差が生じていることも示しています。 <u>園児数の減少が進む公立幼稚園では、子ども同士の交流が減少し、人間関係や遊びの広がりといった面で、共感したり思いを伝えあったりするような機会が減少しています。</u> あわせて、子どもたちが地域の中で異年齢の子ども同士の群れ遊びや、高齢者など多様な世代と交流する機会も減少しており、発達段階に応じた多様な経験や社会性を高める機会の確保が課題となっています。	①一定規模の集団による多様な経験や社会性を高める機会の確保 略 このことは、幼稚園に通う子どもたちと保育所に通う子どもたちとの間で、遊びまわる園庭の大きさ、遊具の活用状況や先生と触れあえる時間等に差が生じていることも示しています。 <u>充足率の低下が進む幼稚園では、少人数化により集団内で切磋琢磨する機会が減少しています。</u> あわせて、子どもたちが地域の中で異年齢の子ども同士の群れ遊びや、高齢者など多様な世代と交流する機会も減少しており、発達段階に応じた多様な経験や社会性を高める機会の確保が課題となっています。
26	(2) 公立幼稚園・保育所の再構築計画 略 この再構築計画により、安全安心で快適な教育・保育を受けることができる施設整備を進めます。 <u>また、施設整備を進めるとともに、各施設の環境向上、機能強化などを図ります。</u>	(2) 公立幼稚園・保育所の再構築計画 略 この再構築計画により、安全安心で快適な教育・保育を受けることができる施設整備を進めます。

頁	変更後	変更前																												
26	①はあとり幼稚園・まい幼稚園 まい幼稚園については、1学級の園児数の減少に伴い、集団生活の中での子どもの育ちを保障することが困難な状況を踏まえ、令和10年4月に、まい幼稚園をはあとり幼稚園に統合します。<u>なお、令和8年度から令和9年度の期間は、まい幼稚園区に居住する幼児の就園先について、まい幼稚園に加え、はあとり幼稚園の選択が可能として取り扱うものとします。</u> 表 削除	①はあとり幼稚園・まい幼稚園 まい幼稚園については、1学級の園児数の減少に伴い、集団生活の中での子どもの育ちを保障することが困難な状況を踏まえ、<u>令和7年度に新3歳児募集を停止、令和8年度に新3・4歳児の募集を停止し、令和10年4月に、まい幼稚園をはあとり幼稚園に統合します。</u> 【まい幼稚園の今後の流れ】 <table><tr><th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>園児募集</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>3歳児</td><td>入園</td><td>新3歳児停止</td><td>新3・4歳児停止</td><td>(休級)</td><td rowspan="3">はあとり幼稚園 に統合</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>在園</td><td>在園</td><td>在園</td><td>(休級)</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>在園</td><td>在園</td><td>在園</td><td>在園</td></tr></table> <u>なお、まい幼稚園区に居住する幼児の就園先については、令和8年度から令和9年度の期間は、令和10年度の統合を見据えて、まい幼稚園に加え、はあとり幼稚園への就園を可能として取り扱うものとします。</u>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	園児募集	○	×	×	×		3歳児	入園	新3歳児停止	新3・4歳児停止	(休級)	はあとり幼稚園 に統合	4歳児	在園	在園	在園	(休級)	5歳児	在園	在園	在園	在園
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																									
園児募集	○	×	×	×																										
3歳児	入園	新3歳児停止	新3・4歳児停止	(休級)	はあとり幼稚園 に統合																									
4歳児	在園	在園	在園	(休級)																										
5歳児	在園	在園	在園	在園																										
26	②下荘保育所・石田保育所 略 運営主体は、早期の施設整備を図ること及び持続可能な行財政運営の視点から民間とし、令和10年4月の開園をめざし、下荘地域での用地確保を要件に、公募により運営団体を求めます。<u>運営団体の選定の際、新たな施設の整備、運営については、公立施設の施策や取組事項及び在籍児童に配慮することとします。</u> 略	②下荘保育所・石田保育所 略 運営主体は、早期の施設整備を図ること及び持続可能な行財政運営の視点から民間とし、令和10年4月の開園をめざし、下荘地域での用地確保を要件に、公募により運営団体を求めます。 略																												